

# 山梨県一周駅伝競走大会 運営管理車等の車両使用に関わる規則

## 1 協力可能な自衛隊車両について

- ① 車両数7台（総務員車、救護車2台、技術総務車3台、指令車）
- ② 使用目的  
審判車両として、競技役員を乗車させ、安全に、かつ円滑な大会運営の進行を図るとともに、運営管理車両の指導にあたる。

## 2 運営管理車両について

- ① コース内運行は、各チームの「運営管理車」1台とする。
- ② 伴走は禁止する。追従可能区間は選手の後方に位置し安全確保及び走路管理、観衆の整理及び情報提供に徹すること。また、車両は左側を走行し、センターライン寄りにはみださないこと。追従区間は規定した区間とする。
- ③ 使用する車両は、後続の車両からの視界を遮らない軽乗用車を利用し、1台へ乗車する定員は運転手を含めて3名までとする。
- ④ 運営管理車として使用する車両には、事務局であらかじめ用意した「運営管理車」の表示旗を前部及び後部に装着し、助手席側の窓（前部及び後部）上部にはチーム名を記載した表示を行うこと。
- ⑤ 運転手は、道路交通法を遵守して、追い越し等、違反行為のないよう努めること。
- ⑥ ハンドマイク、メガホン等の使用を禁止し、スピーカーは車両に固定された物を使用する。その際、音量や内容に十分配慮すること。
- ⑦ 中継所の前後、100mは追従を禁止する。

## 3 各チーム関係車両について

- ① 各区間で出発する選手の荷物運搬は、大会本部が用意した車両を使用すること。
- ② チーム関係車両は、コース内を走行しないように努めると共に、レース内（広報車から後尾車までの間をいう）を走行することを厳禁する。

## 4 その他

- ① 各チーム監督の責任において、チーム関係者に本規則遵守の徹底を図る。
- ② 上記自衛隊車両、各チーム運営管理車両のほか、大会審判を目的とした車両及び主催団体の大会表示旗を掲示した車両、関係報道機関の車両のみがコース内を走行する。

### 【規制区間】

- |  |             |
|--|-------------|
| ① 区 県庁～地場産業センター東   | 追従禁止        |
| ② 区 地場産業センター東～ボルドー   | 追従禁止        |
| ③ 区 ボルドー～山梨市役所（健康ランド駐車場から西関東道路へ）   | 追従禁止        |
| ④ 区 山梨市役所～ハープ庭園 2.3 km地点の上石森交差点先から   | 追従可         |
| ⑤ 区 ハープ庭園～日影消防詰所まで   | 追従可         |
| ⑥ 区 山間部は幅員が狭いので、選手を守る走行に心がける   | 追従可         |
| ⑦ 区 笹子天野公園～大月東中学校  | 追従禁止        |
| ⑧ 区 大月東中学校～山日YBS都留支局   | 追従禁止        |
| ⑨ 区 山日YBS都留支局～エネオス日山三ッ峠給油所   | 追従禁止        |
| ⑩ 区 エネオス日山三ッ峠給油所～富士見バイパス北交差点信号<br>2.2 km地点、富士見バイパス北「ローソン」の駐車場に待機<br>以降は富士吉田市役所まで | 追従可         |
| ⑪ 区 富士吉田市役所～富士急本社西   | 追従禁止        |
| ⑫ 区 富士急本社西～富士緑の休暇村<br>石川魚店から大田和交差点（国道139号線合流点）<br>大田和交差点から富士緑の休暇村中継所まで           | 追従可<br>追従禁止 |
| ⑬ 区 富士緑の休暇村～県営本栖湖駐車場   | 追従禁止        |
| ⑭ 区 中之倉三叉路～中継所まで運転要注意  | 追従可         |
| ⑮ 区 中継所～照坂トンネル西詰まで運転要注意  | 追従可         |
| ⑯ 区 六郷小学校～（株）望月  | 追従可         |
| ⑰ 区 （株）望月～南アルプス市立美術館   | 追従禁止        |
| ⑱ 区 南アルプス市立美術館～山梨旭ダイヤモンド「栄徳」   | 追従禁止        |
| ⑲ 区 山梨旭ダイヤモンド「栄徳」～甲斐市役所双葉庁舎<br>甲斐市役所双葉庁舎東詰～山梨交通「敷島バス停」                           | 追従禁止<br>追従可 |
| ⑳ 区 山交「敷島バス停」～山日YBS本社ゴール   | 追従禁止        |